平成２１年（フ）第１７３４１号
東京都江戸川区平井７丁目23―１―105
債務者　佐藤　辰己
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３４２号
東京都江戸川区平井７丁目23―１―105
債務者　佐藤　和代
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２８号
横浜市保土ケ谷区明神台２番７―411号
債務者　澤田　哲男
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８７号
神奈川県海老名市河原口1109番地の６―606
債務者　石井　弘美（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０３号
栃木県宇都宮市石井町2963番地３　エントピア田崎101、前住所栃木県宇都宮市平松本町1103番地３　カームシティＡ棟203号
債務者　佐藤　　暁
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０１号
静岡県島田市中溝町1487番地の１
債務者　渡邊　　学
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後３時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０４号
東京都三鷹市野崎２丁目14番13号進和荘101
債務者　藤井　武史
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２４１９号
横浜市港北区菊名７丁目２番22号　恭和コーポ菊名105号室
債務者　森　　和樹
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６７号
神奈川県伊勢原市串橋56番地　クレール串橋203号、前住所静岡県浜松市西区桜台３丁目13番19号
債務者　大石　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
神奈川県伊勢原市串橋56番地　クレール串橋203号、前住所静岡県浜松市西区桜台３丁目13番19号
債務者　大石　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
栃木県宇都宮市駒生町1359番地41　Ａ・Ｋ舎103号
債務者　山口ヨネ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０９号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目13番９号　メゾン兵庫塚104号室
債務者　渡辺　　宏
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１１号
栃木県那須塩原市緑１丁目８番地447　シャーメゾン・パレス105号、前住所栃木県那須塩原市石林882番地２　レオパレスパレスマンションⅢ―102号
債務者　中薗　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１２号
栃木県日光市瀬尾616番地１　10―３―６
債務者　野呂　美子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７２５６号
東京都葛飾区鎌倉３丁目27―13
債務者　矢島　由美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４８１号
神奈川県鎌倉市寺分448番地　市営深沢第１住宅１号
債務者　関口　義兼
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部